

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1者）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	有限会社正翠園	1か月
代表者氏名	代表取締役社長 木村 哲也	
本店所在地	静岡県駿東郡長泉町下長窪 58-4	

3 入札参加停止の理由

有限会社正翠園の社長ら3人は、令和4年5月30日、長泉町の山林に、造園や樹木の剪定で出た木くずなどを不法に投棄したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）違反の容疑で逮捕された。

4 停止期間の始期及び終期

令和4年6月23日から令和4年7月22日まで

（参考） 静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第2第10号

措置要件	措置期間
業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	1か月以上9か月以内